

第 2 次村上市環境基本計画

骨子案

令和 2 年 9 月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画策定の目的	4
1.3 計画の概要	4
第2章 村上市の概況とこれまでの取組	7
2.1 村上市の概況	7
2.2 現行計画におけるこれまでの取組	9
第3章 計画の目標	11
3.1 望ましい環境像	11
3.2 基本目標	12
第4章 施策の展開	13
4.1 環境施策の体系	13
4.2 施策	14
第5章 環境配慮指針	17
第6章 計画の進行管理	19
6.1 計画の推進体制	19
6.2 計画の進行管理	19
第7章 資料編	20

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

(1) 村上市の動向

平成 23（2011 年）に策定した「第 1 次村上市環境基本計画」では、「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」を望ましい環境像を掲げ、5 つの基本目標「緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する」「清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する」「歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する」「地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む」「環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む」をもとに、149 の環境施策を実施してきました。令和 2 年（2020 年）3 月には、これまで毎年度実施されている施策の進捗状況及び数値目標の達成状況を整理・評価を行い、「市の自然豊かな環境の後世への継承」「市民や産業とともに発展する環境づくり」「地球規模の気候変動等を意識した環境対策」「従来の環境保全対策に加えて、市の社会・経済面への波及効果を視野に入れた考え方の設定」の項目が要対応項目として抽出されました。

また、平成 29 年（2017 年）に策定した「第 2 次村上市総合計画」では、「第 1 次村上市総合計画」のまちの将来像を引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくための新たな羅針盤として、平成 29 年度～平成 33 年度（2017 年度～2021 年度）までを計画期間として、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」をまちの将来像として掲げました。

平成 23 年（2011 年）には、地球温暖化対策として京都議定書目標達成計画を勘案した「村上市地球温暖化対策実行計画」を策定し、村上市全域から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、市民、事業者、行政の協働により取り組みや施策を推進しています。

平成 25（2013）年には、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量を削減するとともに、地域特性に応じた新エネルギーおよび省エネルギーを推進することを目的に「村上市新エネルギー推進ビジョン」を策定しました。このビジョンは、本市におけるエネルギー施策に取り組む方針として位置付けるもので、市民・事業者・行政が協働により、エネルギー施策や取り組みを実践し、「地球にやさしいまち村上市」を目指しています。

(2) 国際的な動向

平成 27 年（2015 年）に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が掲げられました。SDGs は平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典) SDGs (持続可能な開発目標) 持続可能な開発のための2030アジェンダ HP (外務省)

図 1-1 持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が平成28年(2016年)11月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、令和32年(2050年)までの世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

(3) 国の動向

「第五次環境基本計画」が、平成30年(2018年)4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏(自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方)」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現、が掲げられました。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されました。



出典)「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

図 1-2 「第五次環境基本計画」における“地域循環共生圏”の考え方

平成 28 年(2016 年)5 月に策定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として令和 12 年度(2030 年度)目標(平成 25 年度(2013 年度)比 26%)と令和 32 年度(2050 年度)目標(同比 80%削減)が設定されました。また、平成 30 年(2018 年)11 月には「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための各主体の基本的役割や基本戦略、分野ごとの適応に関する取組が示されました。地球温暖化防止に向けた対策は、温室効果ガス濃度の上昇を低減させるための「緩和策」だけでなく、気候変動に対応するための「適応策」も図られるようになってきています。

(4) 新潟県の動向

新潟県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「新潟県環境基本計画」(平成 29 年(2017 年)3 月)が策定されました。平成 29 年(2017 年)から令和 10 年(2028 年)までの 12 年間を計画期間として、「県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。」を目指す方向として掲げ、「人と自然が共生する暮らし」、「安全で快適な環境」、「資源を大切にする循環型の地域社会」という基本目標が設定されました。

- ・ 「基本目標 1 人と自然が共生する暮らし」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用、野生鳥獣の適切な管理、人とトキが共生する地域づくり、環境と調和した農林水産業の推進、水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくりの施策を展開。
- ・ 「基本目標 2 安全で快適な環境」に基づき、快適な大気環境の確保、良好な水質の確

保、良好な地盤環境の確保、騒音・振動のない快適な環境の確保、化学物質による環境汚染の防止、低炭素社会の構築、放射線等の監視、酸性雨対策等に関する国際的取組の推進等の施策を展開。

- ・ 「基本目標 3 資源を大切に作る循環型の地域社会」に基づき、3R の推進、廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備、不法投棄対策の推進等の施策を展開。

また、国の地球温暖化対策計画を勘案し、低炭素社会の実現に向け、地域の総合的・計画的な地球温暖化対策を推進するため、平成 29 年（2017 年）3 月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」が策定されました。計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 42 年度（2030 年度）までの 14 年間とし、温室効果ガス排出量削減のための施策（緩和）と気候変動の影響に備える取組（適応）の観点から、地球温暖化対策を地域レベルにおいて推進する計画です。これまで、家庭やオフィス、自家用車などに関する排出削減対策、再生可能エネルギーの導入促進、新潟県カーボン・オフセット制度の普及などに取り組んできました。

1.2 計画策定の目的

「第 1 次村上市環境基本計画」の策定から 10 年が経過し、環境基本計画、及びその関連計画である「村上市地球温暖化対策実行計画」と「村上市新エネルギー推進ビジョン」（以下、「各計画」といいます。）の計画期間が令和 2 年度（2020 年度）で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、各計画を包含する第 2 次環境基本計画を策定します。

1.3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「村上市環境基本条例」に基づき策定するもので、本市における環境施策に関する基本的かつ総合的な計画です。すなわち、「第 2 次村上市総合計画」（平成 29 年（2017 年）3 月策定）の環境分野に関する計画として、村上市における個別計画との整合を図りながら環境施策を推進していくものです。

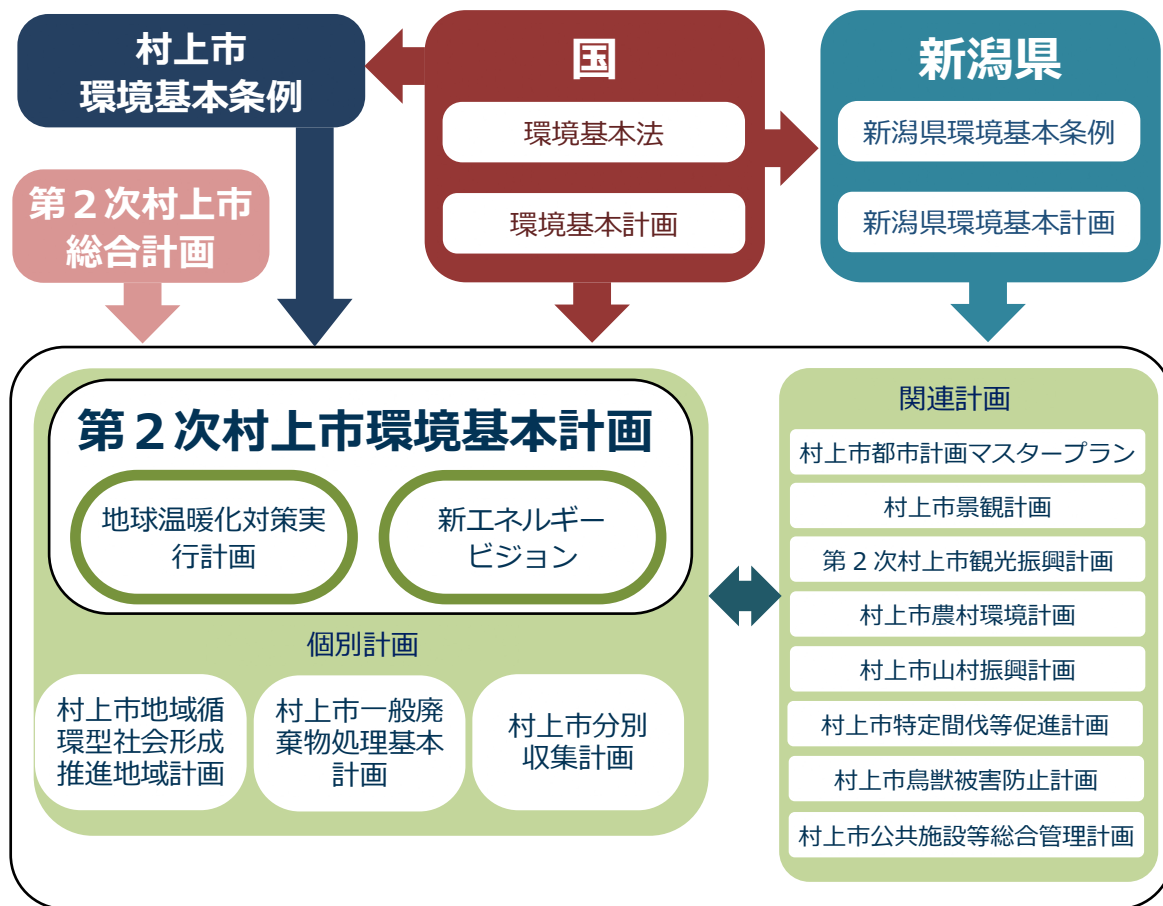


図 1-3 本計画の位置付け

村上市環境基本条例（抜粋）

村上市環境基本条例の中で、環境基本計画に関連する箇所を抜粋。

- 第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
 - ③ 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
 - ④ 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない
- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする計画の範囲は、自然環境、生活環境・循環型社会、地球環境（低炭素社会）、景観歴史文化、協働・環境教育・人づくりの5分野を基本とします。

表 1-1 計画の対象範囲

分野	対象
自然環境	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境 等
生活環境・循環型社会	公害、衛生、美化、廃棄物、水循環 等
地球環境（低炭素社会）	地球温暖化、エネルギー 等
景観歴史文化	歴史、文化、景観 等
協働・環境教育・人づくり	市民協働、環境教育、人づくり 等

(3) 計画の対象地域

本計画は、村上市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、経済社会情勢の変化や新たな環境問題の解決に対しても柔軟に対応するため、期間の中間年度において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。



図 1-4 計画の期間

第2章 村上市の概況とこれまでの取組

2.1 村上市の概況

(1) 地勢

本市は県の最北部に位置し、東部は山形県と、西部は日本海と接しています。面積は 1,174 km² で、県の総面積の約 9.3% を占めます。

(2) 気候・気象

夏は平均気温が 30℃ 近くまで上がりますが、冬は 0℃ 近くまで下がり、気温差の大きい地域です。春夏秋はフェーン現象により高温になることがあります。

年間降水量が 1500mm を超える年が多く、冬季の積雪を中心に雨量の多い地域です。

(3) 人口

本市の人口は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日時点の国勢調査では、総人口は 62,442 人で、同時点の新潟県の総人口（2,304,264 人）の約 2.7% を占め、県内市町村の第 8 位となっています。

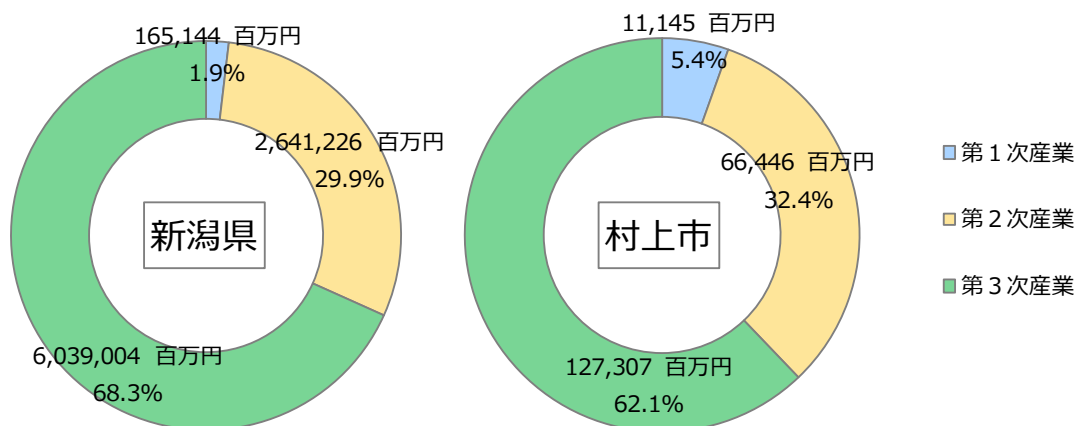
本市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向から近年は横這いになりつつあります。

(4) 土地利用

本市の平成 29 年（2017 年）時点の土地利用種別の面積は、全体の約 85% を林野が占め、次いで田（約 5.9%）、畑（約 1.5%）、宅地（約 1.4%）の順となっています。

(5) 産業構造

産業別の生産額については、本市では平成 28 年度（2016 年度）時点で、第 1 次産業：5.4%、第 2 次産業：32.4%、第 3 次産業：62.1% となっており、第 3 次産業の就業者が過半を占めています。しかし、新潟県全体と比較すると、本市は第 1 次産業と第 2 次産業の割合が多い点が特徴的です。



備考) 各産業の構成比は第 1 次～第 3 次産業の総生産額の合計を 100% として計算したもの

出典：平成 28 年度県民経済計算（新潟県）より作成

図 2-1 県及び市の産業別総生産構成比

(6) 農業

本市の農業産出額は品目別では米と鶏が多いのが特徴です。

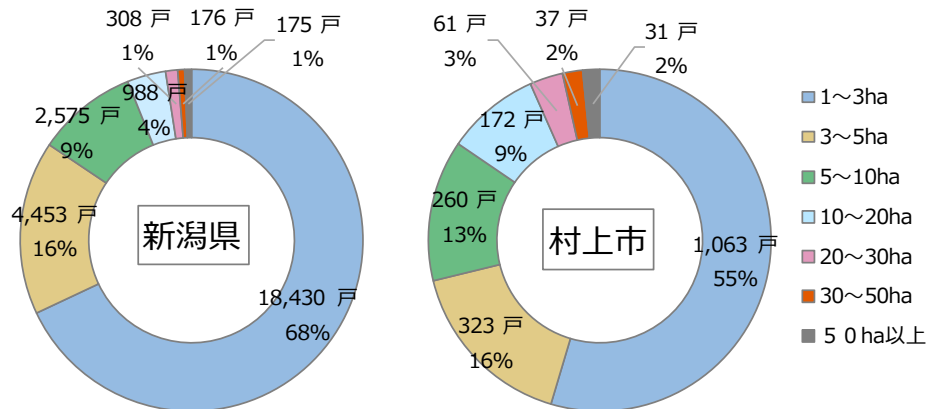
農業就業人口は減少傾向にあり、特に本市の多くを占める兼業農家の減少が著しい傾向があります。専業農家は概ね横這いで推移しており、小規模な自給的農家の占める割合が増加傾向にあります。

(7) 林業

平成 29 年（2017 年）時点の林野面積は 99,994ha であり、新潟県全体の 11.7%を占めています。このうち国有林面積は 46,784ha（新潟県全体の 16.1%）、民有林面積は 53,210ha（新潟県全体の 9.4%）となっています。

保有山林規模別の林家数の構成比をみると、本市は県よりも規模の大きい山林を保有する林家の割合が高い特徴があります。

木材の生産に関しては、本市は新潟県内でも最も盛んであり、新潟県全体の中で生産量（162 千 m³）の 36.6%を占めています。



出典：新潟県地域森林計画書（新潟県）より作成

図 2-2 保有山林規模別林家数

(8) 水産業

本市では海岸線を有する山北・村上・神林地区で海面漁業が行われています。主な漁港として、地方港湾である岩船港と、第 2 種漁港である寝屋漁港があります。

漁業種類別経営体数内訳を見ると、採貝・採草が 43.6%と最も割合が高く、底びき網(30.7%)、刺網(11.7%)と続いています。岩船港での魚種別の水揚量はサケ類、タラ、カレイ類が多くなっています。近年はタラやスルメイカ等の水揚量が減少傾向にあります。

内水面漁業としては鮭漁が盛んです。三面川鮭産業協同組合では毎年、主にサケやサクラマスの子魚の放流を行っています。

(9) 工業

本市の工業については、事業所数と従業者数は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は微増傾向にあります。現在、市内には村上市工業団地・山北工業団地・神林工業団地の 3 ヶ所の工業団地があります。

(10) 商業

本市の商業については、商店数、従業者数、商品販売額ともに減少傾向にあります。中心市街地の昔ながらの店舗は減ってきており、現在では国道7号沿いの村上地区仲間町～上助測、荒川地区藤沢～坂町付近で大型店舗等の商業活動が盛んです。

2.2 現行計画におけるこれまでの取組

現行計画では、将来の望ましい環境像として「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」を掲げ、これを実現するための5つの基本目標を設定し、環境施策に取り組んできました。

これまでの主な取組状況を以下に整理しました。

【基本目標1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する】

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・ 村上市森林整備計画等に基づく計画的かつ適正な森林整備。・ 「さけの森林づくり」等の森林ボランティア活動。・ 農作物への被害を与える有害鳥獣の捕獲、駆除。
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 間伐面積や松くい虫被害面積は改善がほとんど見られず、森林保全に関する取組には更なる努力が必要。・ 原生自然、湧水や海岸など、本市の特徴的な自然環境への関心を高める取組が必要。・ 農村環境の保全で農産物の価格優位性に繋がる取組が必要。

【基本目標2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する】

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・ 公共用水域、地下水とうの水質検査の継続実施。・ ボランティア環境美化活動の支援。・ 資源ごみ回収が行いやすい環境の整備。・ 生ごみ処理機器等の購入補助。
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 大気環境、水環境、土壌、地下水などの生活環境の取組とその効果は良好。・ リサイクル率は微増したものの、ごみ排出量はほとんど減っておらず、ごみ排出量削減に関する取組には更なる努力が必要。

【基本目標3：歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する】

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財の保護と景観の保全。・ 景観に配慮した道路施工の実施。・ 公園や広場の整備。
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の満足度にはつながっていないと考えられるため、市民一人一人が本市の歴史と文化の地域資源を意識していけるように、普及啓発や情報発信に努めることも必要。（令和元年度（2019年度）に実施したアンケート結果より）

【基本目標 4：地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む】

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・環境フェスタ等での二酸化炭素排出抑制の啓発。・住宅用太陽光発電と木質バイオマスストーブの設置費用の一部補助。
評価	<ul style="list-style-type: none">・省エネ・新エネ対策は図られているものの、それが市民や事業者の効果的な取組につながっているとは考えにくく、より効果的な施策の展開が必要。

【基本目標 5：環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む】

主な取組	<ul style="list-style-type: none">・町づくり協議会や環境フェスタを通じた主体間における環境情報の共有化。・地球温暖化対策地域協議会の設置。
評価	<ul style="list-style-type: none">・市民・事業者・中学生の環境に関する認知や関心は全体的に向上しており、意識啓発は進んでいる。（令和元年度（2019年度）に実施したアンケート結果より）・環境活動への参画の向上があまり見られず、環境活動への参画を促す取組が必要。（令和元年度（2019年度）に実施したアンケート結果より）

第3章 計画の目標

3.1 望ましい環境像

本市には、国内有数の原生自然が残る朝日連峰があり、それを水源とする三面川や荒川等の清流が流れ、その清流の恩恵により豊かな農村環境と水産資源がもたらされてきました。

このように豊かな自然に囲まれた中で、私たちの生活は豊かさを求めて、環境への負荷を増加させており、地球温暖化など地球規模での環境問題とも向き合っていく必要があります。

そのため、豊かな自然を守っていくことのみならず、より広い視野で、より良い環境を次の世代に引き継いでいくことが重要であり、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の体現と、人間活動が環境との調和しながら自然との共生の実現を目指して発展する持続可能な社会の構築を図っていかなくてはなりません。

以上のことから、望ましい環境像を次のとおり設定します。

<目指す環境像（案）>

**豊かな自然と調和しながら発展して共生する
循環共生型社会のまち**

素案の段階で目指す環境像のイメージを作成して示します

<目指す環境像のイメージ（案）>

※1 地域循環共生圏とは、地域ごとに特徴のある資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、他地域と特性に応じて地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるという考え方です。

※2 循環共生型社会とは、地域循環共生圏を実現するために目指す持続可能な社会の姿のことです。

3.2 基本目標

本計画では、望ましい環境像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ、下記の5つの基本目標を設定します。

表 3-1 基本目標・姿勢および基本的視点・方向性

目標・姿勢	基本的視点・方向性
市の自然豊かな環境の後世への継承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の目標を継続しつつ、田園や里山、原生自然など村上市に特徴的な自然環境に対する市民意識の向上を図るための方向性も明示
持続可能な循環共生型の社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の環境保全対策に加えて、SDGsの17のゴールと施策・施策の方向性との関係性・結びつきを新たに提示 ・ 計画の目玉となる重点プロジェクト・戦略等において、地域循環共生圏等の分野横断的視点を新たに位置づけ
地球規模の気候変動等を意識した環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年高まりつつある地球温暖化や気候変動の問題に対する問題認識や、防災上の安全面・安心面での市民意識を踏まえた環境適応策も含めた方向性の明示 ・ 洋上風力発電事業や木質バイオマスなどの新エネルギーなどの新たな産業との調和・共存・発展に向けた方向性の明示
歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上市らしさを象徴する山川海の豊かな自然景観、歴史的な街並景観、眺望景観の保全を図るための方向性の明示 ・ 地域に根差した村上市らしい景観の形成を図るための方向性の明示
市民や産業とともに発展する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上市の環境面の一層の向上と社会面・経済面等の地域課題に対して環境側面からアプローチするための方向性の明示 ・ 環境活動など、市民・事業者などが一体となって参画していくための方向性の明示

第4章 施策の展開

4.1 環境施策の体系

望ましい環境像を実現するための基本目標に対して、施策の方向性と方針を定め、全体として次のような環境施策の体系とします。

【基本目標】	【施策の方向性】		【施策】(案)
基本目標 1 (自然環境) 市の自然豊かな環境の後世への継承	1-1	緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生 森林環境の保全 水辺環境の保全 海辺環境の保全 農村環境の保全 野生鳥獣保護と鳥獣害対策の両立	①森林の植生と生態系の保護 ②山岳地及び里山の森林整備 ①水辺の生態系の保護 ②親しみやすい水辺環境の整備 ①海岸地形の保全 ②海浜植物の保護 ①自然豊かな農地の保全 ②耕作放棄地の拡大防止・有効活用検討 ①貴重な野生動植物の保護 ②鳥獣被害対策の推進
	1-2	生物多様性の保全 生物多様性の理解促進 生物多様性の保全活動の推進	①生物多様性に関する情報の収集・提供 ②外来種に関する情報の収集・提供 ③市民参加型の生きもの調査の実施 ④各種調査結果に基づく生きものデータベースの整理と発信 ①貴重な野生動植物の保護 ②開発行為における生物多様性確保の指導 ③公共事業における生物多様性への配慮 ④外来種の侵入・拡散防止と駆除
基本目標 2 (循環共生) 持続可能な循環共生型の社会	2-1	良好な生活環境の保全 快適な大気環境の保全 快適な水環境の保全 安全・安心な環境の保全 その他の環境の保全	①事業施設のばいじん対策等の監視 ②大気質の監視の継続 ③道路整備等の交通流対策 ④エコカーやエコドライブの普及促進 ⑤悪臭の発生抑制 ①事業施設の排水等の監視 ②水質検査の継続実施 ③水源地の保全 ④公共下水道の拡大推進 ⑤合併処理浄化槽の普及 ①土壌汚染の防止 ②地下水汚染の防止 ③化学物質による環境汚染の防止 ①騒音・振動の軽減 ②光害の抑制
	2-2	資源循環型社会の構築 5Rの推進 適正な処理・処分の推進	①ごみの発生抑制、分別の徹底や資源回収に対する意識の啓発 ②ごみの発注抑制(ユース・Refuse)の促進 ③ごみの排出抑制(ユース・Reduce)の促進 ④ごみの修理・修復(ユース・Repair)、再利用(ユース・Reuse)の普及 ⑤ごみの再利用(ユース・Recycle)の推進 ①ごみの不法投棄の撲滅 ②ごみの散乱防止 ③廃棄物の適正処理の促進
	2-3	環境保全型の持続可能な農林水産業の推進 環境保全型農業の推進 環境保全型林業の推進 環境保全型水産業の推進	①環境に配慮した農業の推進 ②農業系資源の循環利用の促進 ①環境に配慮した林業の推進 ②持続可能な林業経営の推進 ①環境に配慮した水産業の推進 ②持続可能な水産資源管理の推進
基本目標 3 (地球温暖化) 地球規模の気候変動等を意識した環境対策	3-1	省エネルギーの推進 省エネルギー活動の推進 省エネルギー機器の普及 市有施設での率先取組	①省エネルギー活動の普及促進 ②エコドライブの普及促進 ①省エネルギー関連設備の導入支援 ②次世代自動車の導入支援 ③次世代自動車の利用環境の整備促進 ①市有施設の ZEB 化検討 ②次世代自動車の導入
	3-2	再生可能エネルギー等の利用促進 再生可能エネルギーの理解促進 再生可能エネルギー機器の普及 市有施設での率先取組	①再生可能エネルギーに関する情報の収集・提供 ②再生可能エネルギーの拠点化に関する理解促進 ①再生可能エネルギー関連設備の導入支援 ②地域資源を活用したバイオマス発電事業の可能性検討 ①市有施設への自立・分散型エネルギー設備の導入検討 ②市有施設での再エネ電力の率先購入
	3-3	温室効果ガス排出量の削減 温室効果ガス排出量の削減 低炭素まちづくりの推進	①温室効果ガス排出量の削減対策の推進 ②二酸化炭素吸収源対策の推進 ①人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 ②都市のエネルギーシステムの効率化の推進
	3-4	気候変動の影響への適応 気候変動による影響の理解促進 気候変動による影響への対応	①気候変動に関する情報の収集・提供 ②気候変動に関する情報の収集・提供 ①高波・水害対策の推進 ②熱中症対策の推進 ③農作物の高温障害対策の推進
	3-5	その他の地球環境対策 オゾン層の保護 酸性雨の防止 海洋ごみ対策の推進	①法に基づくフロン回収の啓発 ①酸性雨の発生防止の啓発 ①海岸漂着ごみや海洋プラスチックごみの情報発信 ②海岸清掃活動の継続 ③5Rの推進等による海洋ごみの発生抑制
基本目標 4 (文化景観) 歴史・伝統と美しい自然を活かした景観づくり	4-1	美しい田園、里山、海岸景観の保全 自然景観資源の意識啓発 自然景観資源の保存活動の推進 自然景観資源を活かした地域活性化	①自然景観の保護意識の啓発 ②自然景観に関する情報の収集・整理・提供 ①身近な緑の保全・整備 ②環境美化活動の促進 ①自然環境とふれあう場の創出・整備 ②開発に対する自然景観配慮への誘導・指導
	4-2	歴史ある街並みや景観の保全 歴史文化資源の意識啓発 歴史文化資源の保存活動の推進 歴史文化資源を活かした地域活性化	①伝統や文化財の保護意識の啓発 ②伝統や文化財に関する情報の収集・整理・提供 ①文化財の保護 ②歴史景観の保全 ①町並みの保全と創造 ②市民協働のまちづくりの推進
基本目標 5 (教育協働) 市民や産業とともに発展する環境づくり	5-1	環境意識の向上 環境情報の発信と共有 環境学習等の促進	①環境問題に対する意識啓発の推進 ②環境情報の集積と提供 ①環境教育・環境学習の積極的な推進 ②食育と地産地消の推進
	5-2	環境活動の推進 環境保全活動への参加の促進 環境保全活動への支援	①市民の環境保全活動の紹介 ②市民参加型の環境事業の検討 ①環境保全団体の活動の推進 ②ボランティア組織の育成及び活動への支援
	5-3	ネットワークの形成 地域内のネットワーク形成の推進 広域なネットワーク形成の推進	①主体間における環境情報の共有化 ②主体間の良好なパートナーシップの形成 ①都市等と連携した山村体験や自然体験事業等の実施 ②グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

4.2 施策

基本目標3 地球規模の気候変動等を意識した環境対策（地球温暖化）

3-3 温室効果ガス排出量の削減

現状と課題

■ ■ 現状

- 市域における温室効果ガス排出量は、平成 29 年度（2017 年度）は約●千 t-CO₂ であり、平成 2 年度（1990 年度）と比較すると●%増加、平成 25 年度（2013 年度）と比較すると●%増加しています。

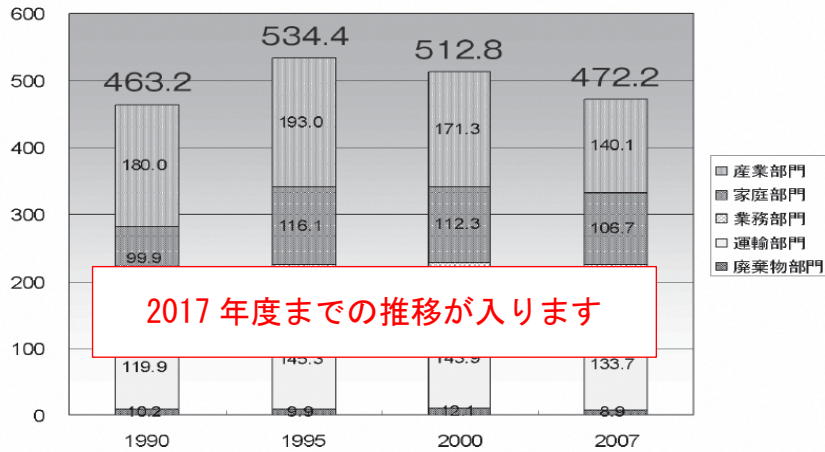


図 4-1 市域における温室効果ガス排出量の推移

- 平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門の占める割合が最も多く全体の●%を占めています。次いで多いのが運輸部門、家庭部門、業務部門の順となっています。

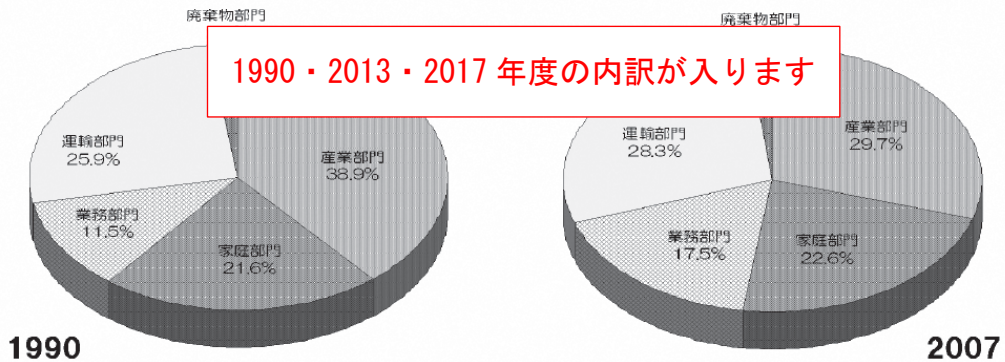


図 4-2 市域における温室効果ガス排出量の内訳

■ 課題

- 温室効果ガスの排出量を抑制するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などの取組をはじめとした地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 運輸部門の温室効果ガス排出量が比較的多いため、環境への負荷の少ない公共交通の充実や自転車利用の促進が重要です。
- 業務部門では旅館・ホテルの占める割合が比較的多いため、節水など省資源活動の取組推進も重要です。

施策の展開

■ 施策の方向性 3-3-1 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減に向けて、身近に実行できる省エネルギー活動のほかに、省資源や温室効果ガス排出の少ない活動などの推進を図っていきます。また、本市に特徴的な森林の適切な整備により、二酸化炭素吸収源対策の効果が期待されます。

❖ 市の施策

施策① 温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進などにより、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進するとともに、ノーマイカーデーの実施について検討を行います。
- 公用車の導入・更新にあたっては、次世代自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。
- 行政事業の物資調達にあたっては、カーボンフットプリントを活用したグリーン購入により温室効果ガス排出の少ない製品の購入を進めます。

施策② 二酸化炭素吸収源対策の推進

- 森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。
- カーボンオフセット事業の導入に関して検討を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
・ 家庭エコ診断などを活用し、低炭素な生活スタイルを実践します。	・ 省エネ・省資源活動を実践します。

■ 施策の方向性 3-3-2 低炭素まちづくりの推進

低炭素な社会の実現に向けては、市民活動や事業活動のスマート化や、地域でのエネルギー消費を効率的にする仕組みを、まちづくりと合わせて一体的に進めていくことが重要です。そのため、公共交通の利用促進を図り、効率的なエネルギーシステムの導入の検討等を進めることで、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを推進します。

❖ 市の施策

施策① 人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 新規

- のりあいタクシーの充実と利便性向上を図ります。
- 市内公共交通機関の連携を図ります。
- 村上市地域公共交通活性化協議会の活動を支援し、公共交通の利用促進を図ります。

施策② 市域のエネルギーシステムの効率化の推進 新規

- 国内のエネルギー面的利用の事例の情報収集・整理を行います。
- EV 充電インフラの整備を進めます。
- 次世代燃料供給インフラの情報収集・整理を行います。

❖ 市民・事業者の取組

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ のりあいタクシーやバスなどの公共交通や、自転車を活用します。 ・ まちづくりに参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスなどの公共交通や、自転車を活用します。 ・ まちづくりに参画します。

■ 環境指標

指標	現状	目標
温室効果ガス排出量	● (千 t-CO ₂) 【2017 年度】	● (千 t-CO ₂) 【2030 年度】 (2013 年度比約●%減)

(以下、省略)

第5章 環境配慮指針

地区別に地区の環境課題に対して、必要な環境配慮指針を作成します。

地区別の環境配慮指針

素案の段階で具体的に検討・作成

山北地区

- 《地域特性》
 - ○○○
 - ○○○
- 《主な施策、取組》
 - ○○○
 - ○○○

朝日地区

- 《地域特性》
 - ○○○
 - ○○○
- 《主な施策、取組》
 - ○○○
 - ○○○

村上地区

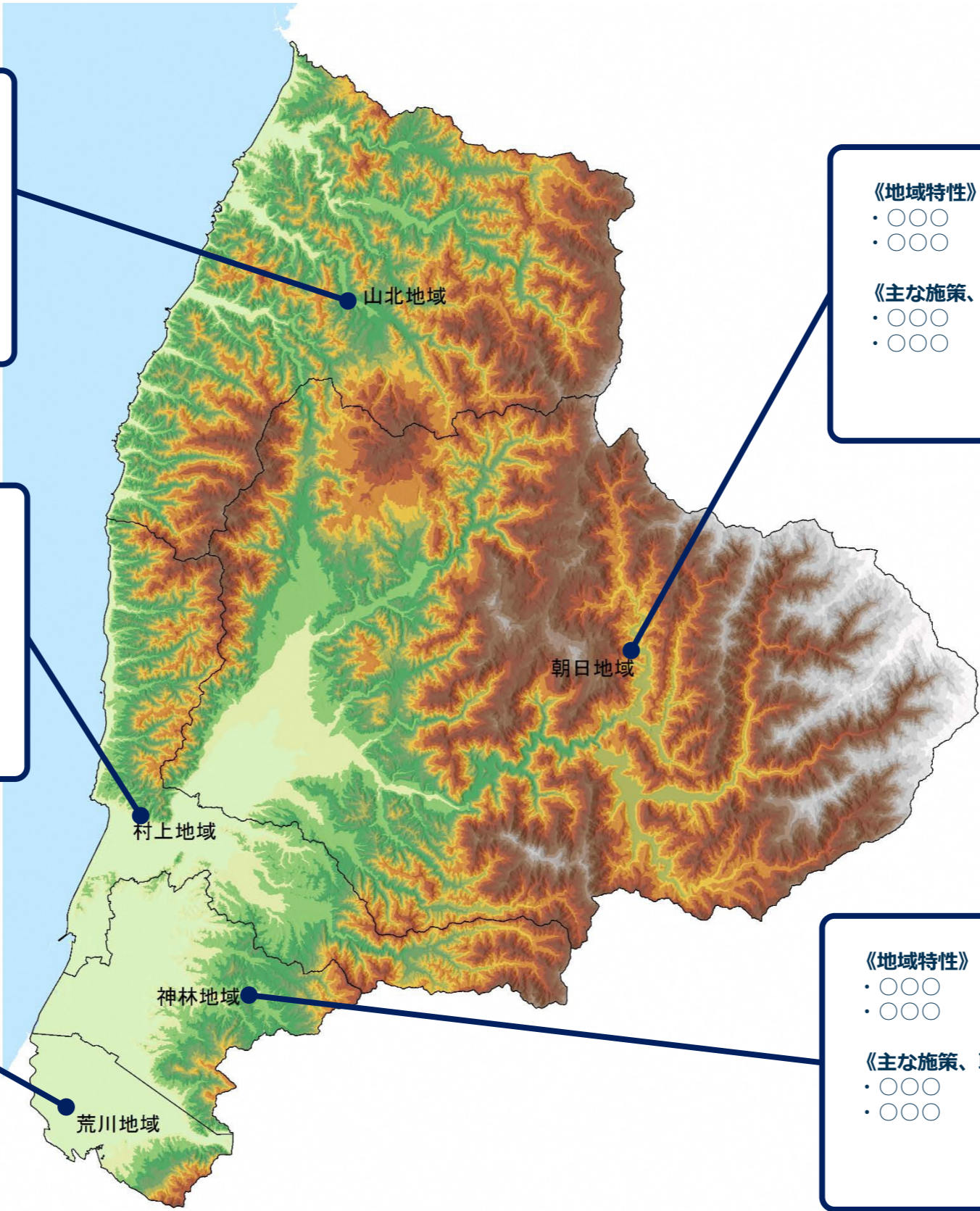
- 《地域特性》
 - ○○○
 - ○○○
- 《主な施策、取組》
 - ○○○
 - ○○○

荒川地区

- 《地域特性》
 - ○○○
 - ○○○
- 《主な施策、取組》
 - ○○○
 - ○○○

神林地区

- 《地域特性》
 - ○○○
 - ○○○
- 《主な施策、取組》
 - ○○○
 - ○○○



第6章 計画の進行管理

6.1 計画の推進体制

環境政策に関わる委員会として①村上市環境審議会、②村上市地球温暖化対策地域協議会、③村上市環境基本計画等進捗管理委員会、④村上市環境基本計画等庁内推進委員会の4つを設けて計画を推進します。

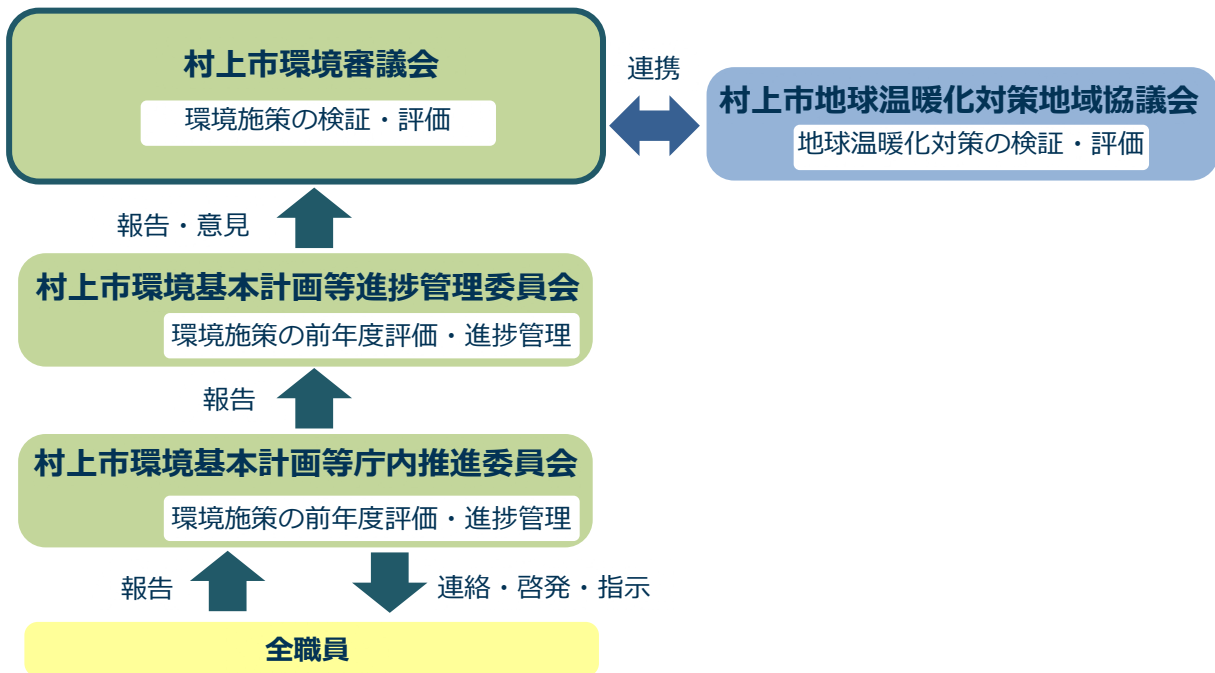


図 6-1 計画の推進体制

6.2 計画の進行管理

計画の確実な進行管理のための進捗管理・報告のしくみを構築します。

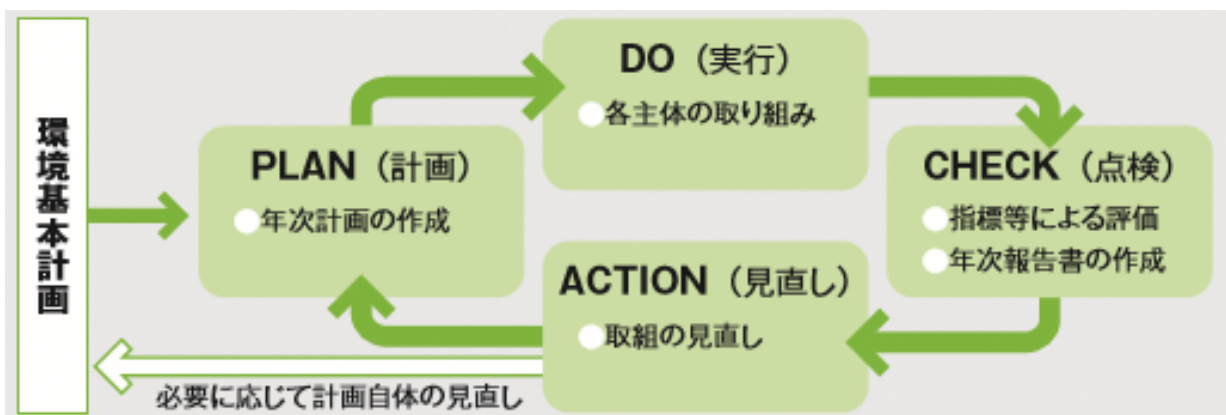


図 6-2 (参考) 現行計画のPDCA サイクルによる進行管理のイメージ

第7章 資料編

- ・地域特性に関するデータ
- ・計画に関連する情報
- ・用語解説 など